



飲食店等の受動喫煙対策

令和2年4月1日から始まっています！

～ 望まない受動喫煙をなくす社会へ～

(令和2年度食品衛生責任者実務講習会用)



屋内は原則禁煙です。
 店内で喫煙する場合には3つの基準を満たした喫煙室の設置が必要です。
 また、喫煙可能な場所には標識の掲示が義務付けられました。

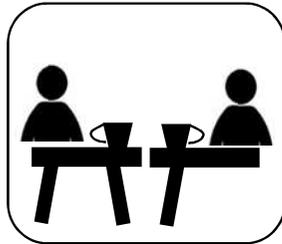
【R2/3/31まで】

【R2/4/1以降】



飲食店など

屋内禁煙



標識掲示義務
 (県条例)

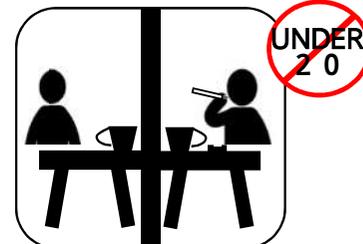
喫煙専用室設置 ()



標識掲示義務

設置基準 (室外への煙の流出防止措置) あり

加熱式たばこ専用の
 喫煙室設置 ()



標識掲示義務

受動喫煙を生じさせずに
 喫煙できる場所が必ずしも
 明らかでないため、

- ・非喫煙者が望まずに
 受動喫煙をしてしまう
- ・喫煙者も、意図せずに
 受動喫煙をさせてしまう
 ことが生じる。

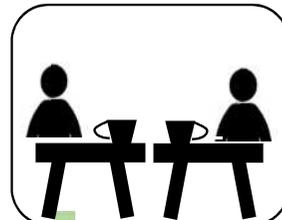
【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】

喫煙可能 ()



標識掲示義務
 経過措置 (届出必要)

屋内禁煙



標識掲示義務
 (県条例)



全ての施設で、
 喫煙可能部分は
 客・従業員ともに
 20歳未満は立ち
 入れない

店内全体を禁煙とする場合



神奈川県が定める

禁煙標識の掲示

が必要です。

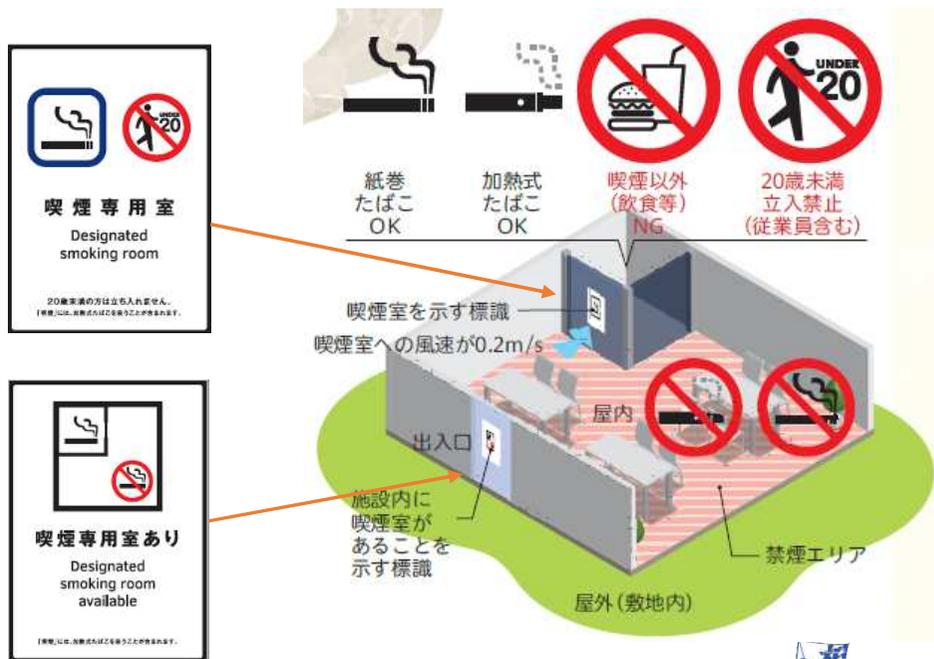
出入口付近に
掲示してください。





店内で喫煙する場合

喫煙専用室を設置する方法と、加熱式たばこ専用喫煙室を設置する方法があります。
加熱式たばこ専用喫煙室は、喫煙専用室と異なり、飲食しながら喫煙ができます（ただし、紙巻きたばこは不可）。



【喫煙室の設置基準】
禁煙エリアから喫煙室への気流が毎秒0.2メートル以上
壁・天井等によって区画
たばこの煙が屋外に排気

「加熱式たばこ」とは、
IQOSなどのことを指します。



【経過措置】店内全体で喫煙する場合

~ の要件を満たす飲食店は店内全体又は一部で飲食しながら喫煙ができます。 → **保健所へ届出必要**

令和2年4月1日時点で既に営業している飲食店
個人又は中小企業（資本金5,000万円以下）が経営
客席面積が100㎡以下



**令和2年4月1日以降に営業を開始した
飲食店は店内全体では喫煙不可!**

経過措置が受けられません。なお、店内で喫煙するためには、基準を満たした喫煙室を設置する必要があります。

経過措置を受けている飲食店（喫煙可能店）でも、移転や、大規模な改修、相続以外の経営者の変更など、場合によっては喫煙可能店の継続が認められないケースがありますのでご注意ください。



管理権原者の主な責務



- 喫煙可能なエリアには、20歳未満（従業員含む）を立ち入らせてはならない
- 喫煙禁止場所に、灰皿などを設置してはならない
- 標識を掲示すること
- 喫煙室の基準を適合させること

最大50万円の過料あり

詳しい内容、ご不明な点については

相模原市 保健所 健康増進課 受動喫煙対策担当（042-769-8055）へお問い合わせください。

相模原市中央区富士見6 - 1 - 1 ウェルネスさがみはらA館4階

